

神社本庁関係者の皆さまへ
地位確認請求訴訟に関する神社本庁の虚偽説明文書への反論と解説
—「令和二年十月定例評議員会自由討論における「意見・質問」について」の問題—

令和3年1月30日
神社本庁の自浄を願う会
自浄.jp (ji.jyo.jp)

コロナ禍の中で令和三年を迎えましたが、一日も早い収束を祈念しております。

昨年10月23日、京都での神社本庁定例評議員会において、「自由討論」が時間の制約を理由として上程できなかったため、神社本庁は、石川県・加藤治樹評議員からの裁判に関する質問を含む事前通告のあった案件について取り纏めた文書を作成し、11月20日付で神社本庁長及び各評議員に送付しました。しかし同文書中、裁判に関する神社本庁の回答は、全般にわたり著しく事実と異なる箇所があり看過できません。よって本会は、神社本庁の回答文中、特に虚偽の記載や不十分な説明など、誤解を与える箇所16項目について反論するとともに、参考となる情報をもとに解説することと致しました。ご関係の皆様には、社会常識や神社本庁本来の役割りに照らして検証していただきますようお願い致します。平成28年に百合丘職舎の売却に際しての疑惑が浮上してより足掛け6年が経過し、裁判の提訴からでも5年目に到りました。一日も早い自浄による神社本庁の正常化のため、そして神社界の将来のために、責任ある立場にある皆様方が具体的に発言し、行動されることを期待しています。

【質問】

一、元神社本庁参事稲貴夫氏の神社本庁に対する地位確認請求訴訟の現況を尋ねる。

(石川県・加藤治樹評議員)

本件については、巷に様々な怪文書や伝聞が拡散するなど、良識ある神社人は心を痛めてきた。本訴訟が起こされてから早三年が経過し、そろそろ裁判にも一つの区切りが出る時期だと思はれる。神社本庁当局が本件に関し、不透明だとの疑念を払拭するためにも、全国から各県代表が参集する本評議員会において訴訟の現況をお尋ねするものであります。裁判に差し障りのある部分を除き、できるだけ丁寧なお答へを期待致します。以上

経緯

【①】これは齋戒期間中の喪への関与だけでなく、判決や刑の執行等を禁じた「神祇令」を根拠に、原告を不見識だとしているのでしょうか。しかしそれなら、もし神社本庁に神祇官の伝統を継承しているという自負があるのなら、宮内庁を含む関係機関にまで弔旗の掲揚を求めた、昨年10月17日の故中曽根康弘元首相の内閣・自由民主党合同葬儀に際し、神道政治連盟が何ら対応しなかったことこそ大問題です。原告の一人が提訴の日に詠んだ歌を紹介します。

神嘗のまつりの庭に思ひよせ
心浄めて道を正さむ

【②】確かにこのような決議をしたようですが、その際、理事1人が棄権した上に、それ以降、神社本庁は役員会において裁判の報告すらしていないのですから、一致協力のしようもありません。さらに令和元年に役員が改選されているので、そもそも現在の理事の中には、問題の発端や裁判の争点を理解していない方々もいるではありませんか。

以下が、神社本庁の作成による“丁寧な”回答文です

【質問に対する回答】

経緯

平成二十九年八月二十五日付で懲戒免職となった元職員の稲貴夫と、同日付で降格・減給処分となった現職員で元参事の瀬尾芳也の両名は、この処分を不服として地位確認を求める訴訟を神嘗祭当日である同年十月十七日【①】、東京地裁に提訴し記者会見を行った。

提訴を受け、神社本庁では同年十二月七日の役員会で「神社本庁の役職員は挙って右諸準備等への対応において、誠実にその務めを果たすとともに、一致協力してこの訴訟に取り組む」旨を決議した。【②】

それぞれの主張

これまでの裁判において、原告である両名は懲戒処分が総長や一部職員の不正を隠すための手段として用いられたもので懲戒権の濫用なのだから処分は無効であると主張してゐる。

また、原告側が自身は単なる労働者であって一般の営利企業と同様に就業規則のみが適用され、神社本庁憲章は適用されない、つまり自身が神職であることや包括宗教団体の幹部、職員であることを完全に無視した主張をしてゐる。【③】

一方、神社本庁は宗教団体としての組織秩序を維持するために両名を懲戒したと主張してきた。これは原告の稲貴夫が作成した「檄」と題された文書で総長や他の職員を名指しで非難し【④】、さらには「本庁に巣くう疑惑の当事者どもを一掃するのだ」と、ある意味で組織に対する革命的な行動を示唆してみたことによる。また原告、特に稲元参事は自身の反組織行動や情報漏洩等に及んだ理由として挙げてゐる百合丘職舎売却に関する背任や隠蔽の主張について何ら明確な証拠を審理の場で明らかにせず、そればかりか「証拠はないが九十九パーセント間違いないと思っている」旨を述べ、同人が疑惑を抱き行動に至ったのは単なる思ひ込みに過ぎないことを自ら認めてゐる【⑤】。なお、百合丘職舎売却については國分正明総代理事を委員長に第三者の弁護士によって組織された調査委員会による報告書で違法性が無かったことが、もとより確認をされてゐる。

それぞれの主張

【③】原告側は、神社本庁が行った処分は「懲戒規程」や「神社本庁憲章」に基づく処分ではない、ということを一貫して主張しているだけで、原告らが「単なる労働者」だとか、「一般の営利企業と同様に就業規則“のみ”が適用される」「神社本庁憲章は適用されない」などという主張はしておりません。これは本庁側の捏造であり、原告に対して悪いイメージを作り上げるための被告側による印象操作です。

裁判の尋問調書によれば、昨年2月20日の証人尋問において木田孝朋氏は、「今回原告側のおっしゃることとして、神社本庁職員は神職でないので、神社本庁憲章を守らなくてもよいというようなご意見があるように伺いました。」と証言していますが、その後の反対尋問で木田氏は、この証言の内容は、(証人尋問の)打ち合わせで被告代理人から聞いた話であり、それは「お二人の真意ではない。」と証言しているのですから、意図的な印象操作であることは明白です。以下は、原告稲氏の陳述書末尾にある一文です。「(調査室に勤務していた頃)私は5年の歳月を要した憲章の制定にいたる殆どの資料に目を通したつもりですが、制定に携わった当時の関係者が今の神社本庁の有様をみれば、現在の神社本庁執行部及びその取り巻きこそが、神社本庁憲章の精神に反していると断言すると考えます。」

【④】稲氏による告発文「檄」には、「疑惑の張本人である打田氏」とあり、「総長や他の職員」以上に神道政治連盟の打田会長が告発の対象であったことは、この文書を読めば明白です。被告は裁判においても終始一貫、「打田隠し」をしていますが、そうしなければならぬ特別な事情が神社本庁側には存在するのでしょうか。

【⑤】これは完全なつまみ食いによる事実の歪曲です。本庁自身が証拠提出した稲氏の弁明記録は以下の通りです。

「私にも確たる証拠はないですし、100%確証があるのかと言われれば、100%ありませんけれども、私自身のこれまでの見聞とか体験とかを総合的に判断して、99%近い確率で不正行為があったんだと私自身は認識してます。」決定的な証拠は掴んでいないが、という趣旨の発言であり、証拠が無いのに99パーセント正しいと思う筈はありません。

裁判における審理の過程で、不正を裏付ける数々の事実が明らかとなっています。また、証人尋問で前述の木田氏は、原告稲氏から同様の発言を聞いたと証言していますが、これも被告側代理人との「打ち合わせ」によるのでしょうか。

本裁判の特徴

本件の特徴は大きく二つあり、一つには宗教団体が職員に下した懲戒処分の相当性を争点としてある点である【6】。凡そ宗教団体は信仰を普及・維持するために活動してをり、一般の企業や団体以上に社会的な信用が重要である。団体の秩序を維持するための懲戒は、すなはち信仰の秩序を維持するためのものでもある。本件処分は両名の執った行動が労働者としてだけでなく神職としても相応しくないとの判断によって下されたものであり、これを単なる労働問題として取り扱へと原告が主張することは、そもそも原告の両名が自身の立場を一般労働者と同じと理解し主張してあるといふことと同義であり、まさに神職として相応しくないと言へる【7】。

尚、裁判所が本件を単なる労働裁判であると判断し懲戒を無効とする結論を出した場合【8】、今後は神社本庁だけでなく他のあらゆる宗教団体が宗教的価値観に基づいて下した懲戒処分が、世俗の法律によって撤回を余儀なくされることになる可能性があり、これは憲法に保障された宗教団体の信教の自由を侵害する恐れすらある【9】。

もう一つの特徴は、本件訴訟が神社本庁に対する組織攻撃の様相を呈してある点である。そもそも稲元参事が作成した「檄」には「疑惑の当事者どもを一掃する」ことが言及されて組織内部からの団体攻撃が扇動されてきたが、更に原告らを支援する「神社本庁の自浄を願う会」が運営するウェブサイトでは裁判に関して本庁を糾弾するやうな記事や文書が多数、公開されて外部から激しく攻撃されてある。この「自浄を願う会」は原告の代理人を務める弁護士が所属する弁護士事務所に事務局を置き、役員会や評議員会に合はせて本庁関係者に対し裁判に関する一方的な内容の文書を送り付けてあるとともに、裁判に関係のない様々な本庁への批判や中傷を行ってある。これらは単なる裁判支援活動の域を超え、神社本庁組織の分断や混乱の招来を意図した攻撃活動であると言へる。【10】

和解について

これまでの裁判では当然ながら和解の可能性も審理はされた。しかしながら原告が裁判所の許可も得ず一方的に提示してきた和解案【11】には、懲戒処分の撤回と復職ばかりか、職舎の売却に関して改めて第三者による調査会議を設置して調査結果を評議員会に報告すること【12】など、到底和解とは言へない内容が記載されてきた。つまり原告側には和解する意思が無いとしか考へられず、裁判所もこの和解案については裁判所の意に即したのではないことから無視するやう神社本庁に対して指示した【13】。つまり「自浄を願う会」が主張するやうな本庁による和解案の一方的な拒否など行はれておらず。

本件裁判は十月二十九日に最終の口頭弁論期日を迎へることから、評議員会時点で改めて和解協議を行ふことはそもそも難しかった【14】。また判決を受けずに裁判を終はらせるには、原告が主張する和解内容や請求を神社本庁が全面的に受け入れるしかない。それは事実上の全面敗訴と同義である。

今後について

評議員会後の十月二十九日で地裁の審理は終結した。判決は令和三年三月十八日に法廷で言ひ渡される予定である。判決に臨むにつき重要なのは単純な勝訴か敗訴かだけでなく、裁判所が双方の主張をどれだけ評価した上で為されるべき判決を出してあるかといふ点である。前記した神社本庁の主張や立場が万一容れられないとすれば、宗教団体として当然に受け入れられない【15】。地裁に引き続く審理の場である控訴審（高等裁判所）の手続が神社本庁に保障されてあるのだから、本庁組織に対する内外からの異常な攻撃の事態に対して、宗教団体としての組織秩序維持及び信教の自由の確保を図るべく相応の対応を協議してゆく【16】。

以上

本裁判の特徴

【6】この部分は明白な「争点のすりかえ」です。詳しくは⑦、⑧、⑨の解説を御覧下さい。

【7】被告が平成 29 年 9 月 4 日付で原告側に通知した懲戒処分理由通知によれば、

原告稲の解雇理由は、

- ①文書「檄」を作成、手交、それが流布したこと
- ②「檄」の作成も関与も否定したこと
- ③外部者（警視庁公安ら）への情報漏洩
- ④自宅待機中の総長への質問状送付 です。

原告瀬尾の懲戒処分理由は、

- ①自ら進めた職舎売却に疑義を呈したこと
- ②部下同席の懇親会で、総長や担当者を誹謗したこと
- ③ディンプル社との面談記録を稲参事に渡したこと
- ④自宅待機中の総長への質問状送付 です。

すべて世俗的な理由であり、「神職として相応しくない」などと、どこにも記されておりません。

【8】そもそも被告が労働法に基づいて定めた就業規則に反したとして、原告に下した懲戒処分の是非を争っている裁判ですから、労働裁判以外の何ものでもありません。繰り返しますが、被告である神社本庁が原告を労働者として処分したのです。

【9】⑦の解雇理由の通り、そもそも宗教的価値観に基づく懲戒処分ではないので、信教の自由とは無関係です。

【10】「神社本庁の自浄を願う会」は本裁判の支援を通じて神社本庁の自浄による正常化を図ることを目的とした組織です。多数の現任神職の賛助のもとに、関係者への情報提供などの活動を行っています。その内容の大半は、事実関係に基づくもの、メディアによる報道のなかで信頼に値するものを取り上げており、決して「組織の分断や混乱の招来を意図した攻撃活動」ではありません。神社本庁側がそう捉えるのは自由ですが、その理由は、真実を公表されることが神社本庁執行部にとって都合が悪いからとしか考えられません。

和解について

【11】原告が和解協議中に、裁判所及び被告側に原告の考える和解案を提示することに、裁判所の許可は必要ありません。

【12】そもそも売却は正当なものであったと主張している被告が、この条件を受け入れないこと自体が不思議でなりません。

【13】裁判所がこのような指示を出すことは全く考えられません。裁判所は、これはあくまでも原告側の考える和解案であるとした上で、被告側としての和解に対する考え方を提示するよう指示した、ということではないですか。

【14】裁判では平成 31 年 3 月以降、和解協議が何度か行われましたが、被告側は一貫して原告稲の復職を前提とした和解交渉を拒否し続けてきました。それが証人尋問を経た後の令和 2 年 6 月 25 日の和解協議において、裁判所が復職を希求する原告側の意向を考慮し、被告側に条件を示した上で、復職を前提とした和解に応ずる用意があるか否かを確認したところ、被告側は持ち帰り検討すると回答しました。ところが、次の 8 月 20 日の和解協議では被告側より、復職を前提とした和解には、どのような条件であっても受け入れられないとの回答がなされました。この時、被告側は裁判所に対して、仮に最高裁で敗れたとしても職場復帰はあり得ない、との常軌を逸した回答をした模様です。また、原告側はその間の7月中旬、原告としての和解条項案を被告側及び裁判所に送付していますが、それに前後して開かれた役員会では、被告側としての和解条件について協議等はなされたのですか。神社本庁は原告側の和解案を批判する前に、もっと早く裁判についての正確な情報をもとに、和解に対する考え方をきちんと整理し、議論しておく必要があったのではないですか。

今後について

【15】それは「神社本庁の主張や立場」ではなく、「田中総長個人及びその関係者の主張や立場」でしょう。全国の神社で奉仕する神職・総代の多くは、宗教団体である神社本庁の一刻も早い正常化を望んでいます。

【16】そもそも神社本庁は、これまで「相応の対応を協議」してきたのですか。自らの行為によって組織秩序の維持を困難にしているのですから、「信教の自由」とは無関係です。